# 第5 肢体不自由

## 第5 肢体不自由

## 1 障害程度等級表

級別	上 肢	下  肢	体 幹	乳幼児期以前 脳病変による	の非進行性の 運動機能障害
万1				上肢機能	移動機能
1 級	<ul><li>1 両上肢の機能を全 廃したもの</li><li>2 両上肢を手関節以 上で欠くもの</li></ul>	<ol> <li>両下肢の機能を 全廃したもの</li> <li>両下肢を大腿の</li> <li>分の1以上で欠くもの</li> </ol>	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・ 失調等により上 肢を使用する日 常生活動作がほ とんど不可能な もの	不随意運動・ 失調等により歩 行が不可能なも の
2 級	<ol> <li>両上肢の機能の著しい障害</li> <li>両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの</li> <li>一上肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol> <li>両下肢の機能の著しい障害</li> <li>両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	1 体幹の機能で 害により生体を は起かが困難な の 2 体幹の機能も 当の を もの 2 体幹の を もの もの も もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの も	不随意運動・ 失調等により上 肢を使用する日 常生活動作が極 度に制限される もの	不随意運動・ 失調等により歩 行が極度に制限 されるもの
3 級	<ol> <li>両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>一上肢の横能の著しい障害</li> <li>一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol> <li>両下肢をショパー関節以上で欠くもの</li> <li>一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの3一下肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	体幹の機能障 害により歩行が 困難なもの	不随意運動・ 失調等により上 肢を使用する日 常生活動作が著 しく制限される もの	不随意運動・ 失調等により歩 行が家庭内での 日常生活活動に 制限されるもの
4 級	<ul><li>1 両上肢のおや指を 欠くもの</li><li>2 両上肢のおや指の 機能を全廃したもの</li><li>3 一上肢の肩関節、 肘関節又は手関節の うち、</li></ul>	<ol> <li>両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>一下肢の下腿の2分の1以上</li> </ol>			

級	上 肢	下肢	体幹	乳幼児期以前 脳病変による	
別				上肢機能	移動機能
	いずれか ( ) で	で欠くもの 4 一下肢の機能の 著しい障害 5 一下肢の機能 を全廃したもの 6 一下肢が健側に 比して 10 センチ メートル以上又は 健側の1以上短いも の		不随意運動・ 失調等による上 肢の機能障害に より社会での日 常生活活動が著 しく制限される もの	不随意運動・ 失調等により社 会での日常生活 活動が著しく制 限されるもの
5級	1 両上肢のおでに を指する。 を指する。 を指する。 を指する。 を主肢のはまれずいでです。 を主じますがです。 のできまなな。 のできななな。 のできなななな。 のできななな。 のできなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	1 一下肢の股関節 又は膝関節の機能 の著しい障害 2 一下肢の足関節 の機能を全廃した もの 3 一下肢が健側に 比して5センチは 側の長さロンチンは 側の長さいもの	体幹機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・ 失調等により社 会での日常生活 活動に支障のあ るもの

級別	上肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前 脳病変による	
6 級	1 一上肢のおや指の機 能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて 一上肢の二指を欠く もの 3 ひとさし指を含めて 一上肢の二指の機能 を全廃したもの	ラン関節以上で欠 くもの 2 一下肢の足関節 の機能の著しい障		上肢機能不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	· · · · · ·
7級	1 一上肢の機能の軽 1 一上肢の機能の軽 2 一上防の機能の 度の上筋が、 原子をはずれが、 ののではずれが、 ののではずれが、 ののではずれが、 ののではでするが、 をしたでは、 をしたが、 をしたが、 をしたが、 がいなび、 をしたが、 をしが、 を	の指の機能の著し い障害 2 一下肢の機能の 軽度の下肢の限関節 、膝関節又はいずの が一関節を入いずの を度の下肢の機能の 軽度の下肢ので を下肢のはいずの 軽度の下肢ので もったくのするで の指をを したもの 6 一下肢が健側に		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を も含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

備

## (障害程度の認定指標の概略)

	部	位	程度	級	認	定指標					
			全廃	4	①関節可動域 30 度以内 ②徒手	筋力テストで2以下					
		肩類節	著障	5	①関節可動域 60 度以内 ②徒手	筋力テストで3相当					
			軽度	7	①関節可動域 90 度以内 ②徒手	- 筋力テストで4相当					
	İ		全廃	4	①関節可動域 10 度以内 ②徒手	筋力テストで2以下 ③高度の動揺関節					
		肘関節	著障	5	①関節可動域 30 度以内 ②徒手 ④前腕の回内及び回外運動が可	筋力テストで3相当 ③中等度の動揺関節 助域10度以下					
			軽度	7	①関節可動域 90 度以内 ②徒手						
			全廃	4	①関節可動域 10 度以内 ②徒手						
		手製節	著障	5	①関節可動域 30 度以内 ②徒手						
		1 1/24/1	軽度	7	①関節可動域90度以内 ②徒手						
						学的に障害が重くなり、特におや指、次いでひとさし					
		手 指				育む、握る等の機能を特に考慮する。					
						向い、1年の寺V/成形で付に方思りる。					
		相	全廃	3	①日常の基本動作が不能なもの	パーナム、 〇日上ドロ NIH					
		のア	著障	4	①5kg 以内のものしか下げること	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		側の五指全体			②鰍又はかなづちの柄を握り、そ	caにてauかff来ができない g 以内のものしか下げることができない					
			軽度	7	9	は対しのののかしい。					
			人成		<ul><li>③握力が 15kg 以内</li><li>①各々の関節の可動域 10 度以内</li></ul>	1 ②生手飲力ニフレズの以下					
上		各指	全廃	下段	9 11 6 11 11 11 11 11 11						
		1,11	著障		①各々の関節の可動域30度以内						
			全廃	2	7112431 712431 172431 174						
肢						たの機能)、物を持ち上げ、運ぶ、投げる、押す、ひっ					
		I mla	著障	3	ぱる (腕の機能)等の著しい障害で、具体例は次のとおり。 ①機能障害のある上肢では5kg 以内のものしか下げられない。						
	_	一上肢			_						
機						関節のうち、いずれか2関節の機能を全廃。					
			軽度	7	①精密運動ができない。 ②機能障害のある上腕では10kg	以内のものしか下げることができない。					
能					切断に対する認定	各指の機能障害に対する認定					
1,7_			1 級	友 両	上肢を手関節以上で欠くもの						
			2 級	<b>½</b> 上	腕2分の1以上						
			3 級	2 全	ての指	全ての指の機能全廃					
				お	や指及びひとさし指	おや指及びひとさし指の機能全廃					
		切	4級	とした	や指又はひとさし指を含め3指	おや指又はひとさし指を含め3指機能全廃					
		切断及び各指の機能障害				おや指又はひとさし指を含め4指の著しい障害					
		及 び		お	や指	おや指の機能全廃					
		各	5 級	ż		おや指及びひとさし指の著しい障害					
		指 の				おや指又はひとさし指を含め3指の著しい障害					
		機	6級	U	とさし指を含め2指	おや指の著しい障害					
		能陪	O 799	`		ひとさし指を含め2指の機能全廃					
		害	7級	な	か指、くすり指、小指の3指	ひとさし指を含め2指の著しい障害					
			7 7190	ζ		なか指、くすり指、小指の3指の機能全廃					
			※「指	を欠く	くもの(切断)」とは、おや指につい	いては指骨間関節、その他の指については第一指骨間					
			関節	以上	を欠くものをいう。						
						の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも					
			含むも	のと	する。						

部	位	程度	級	認定	指標		
	全廃 4 ①各方向の可動域(伸展・屈曲、外転・内庫 ②徒手筋力テストで2以下		など連続した可動域)が10度以内				
	股製節	 で3相当					
		著障 軽度	5 7	①関節可動域30度以内 ②徒手筋力テストで ・小児の股関節脱臼で跛行を呈する。	C 0   H - 1		
				①関節可動域 10 度以内 ②徒手筋力テストで	で2以下		
		全廃	4	③高度の動揺関節、高度の変形			
	膝製節	著障	5	①関節可動域 30 度以内 ②徒手筋力テストで	で3相当 ③中等度の動揺関節		
		軽度	7 ①関節可動域 90 度以内 ②徒手筋カテストで4相当 ③軽度の動揺関節				
		牲/支	'	④膝関節の筋力低下で2km以上の歩行不能			
		全廃	5	①関節可動域5度以内 ②徒手筋力テストで	2以下		
	足関節		J	③高度の動揺関節、高度の変形			
	ALIXINI	著障	6	①関節可動域 10 度以内 ②徒手筋力テストで			
		軽度	7	①関節可動域 30 度以内 ②徒手筋力テストで	で4相当 ③軽度の動揺関節		
	足指	全廃	7	・下駄、草履を履くことができない。(※両)			
	YEJH	著障	7	・特別な工夫をしなければ、両足とも下駄、			
下		全廃	3	・下肢の運動性と支持性をほとんど失ってい ①下肢全体の筋力低下のため患肢で立位を保 ②大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため、患	持できない。		
肢機	一下肢 著障 4 ①1km以上の歩行不能 ②1時間以上起立位を保つことができない ③通常の駅の階段昇降が手すりにすがらなければ不能				のとおり。 位を保つことができない れば不能		
ملا		軽度	7		歩行不能 ②1時間以上起立位を保つことができない きるが、正座及びあぐらはできない		
能		全廃	1	立っていること及び歩行の不可能なもの			
	両下肢	著障	2	・両脚起立及び室内での補助的歩行が手すり			
		機障	3	両下肢全体の機能障害であるが、一下肢の機 程度である場合	能全廃(3級)あるいは著障(4級)と同		
	機切						
	機切断			切断に対する認定	短縮に対する認定		
		3 級	<i>7</i>	腿の2分の1以上(両下肢の場合1級)			
	能縮	満   3 秋	中	下肢ともショパー関節以上			
	<u>火</u> でド	4級 下			健側に対し10cm又は10分の1以上		
	障足	5 級	_		健側に対し5cm又は15分の1以上		
	指令	6 級		スフラン関節以上			
	能障等	7 級	4 全	ての指の切断又は全廃(両下肢の場合4級)	健側に対し3cm又は20分の1以上		
	D V/						

拉	郑 位	一									
		坐っていることができないもの									
		・腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいずれもできないもの									
		坐位又は起立位を保つことが困難のもの									
		・10 分間以上にわたり座位又は起立位を保っていることができない									
		2 立ち上がることが困難なもの									
f.	本幹機能	・臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物									
l.	TTIXHC	の介護により初めて可能となる									
		歩行が困難なもの									
		3 ・100m以上の歩行不能									
		・片脚による起立位保持不能									
		著しい障害   1									
	ı	・2km 以上歩行不能									
		●両上肢の機能障害									
		「紐むすびテスト」を行い、5分間にとじ紐(長さ概ね43 cm)何本を結ぶことができたかで判									
		定する。									
		紐むすびテスト   1級   2級   3級   4級   5級   6級   7級									
		紐むすびできた数   ~19   ~33   ~47   ~56   ~65   ~75   76~									
		●一上肢の機能障害									
	上肢機能	「5動作の能力テスト」を行い、①封筒をはさみで切る時に固定する、②財布からコインを出									
		す、③傘をさす、④健側の爪を切る、⑤健側のそで口のボタンをとめる、のうち何動作できたか									
		で判定する。7級は全部できるが、上肢に不随意運動・失調等がある場合。なお、各動作は概念									
脳		1 分間以内の達成が目安。									
原		5動作の能力テスト 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級									
進		可能な動作の数 0 1 2 3 4 5									
動											
脳原性運動機能障害		●下肢・体幹機能の評価により、次のとおり判定する。									
障		1級 ・つたい歩きができない。									
害		2級 ・つたい歩きのみができる。									
		3級 ・支持なしで立位を保持し、その後 10m 歩行することはできるが、椅子から立ち									
		上がる動作、又は椅子に坐る動作ができない									
	移動機能	4級 ・椅子から立ち上がり 10m 歩行し、再び椅子に坐る動作に 15 秒以上かかる。									
	1岁男//	5級 ・ 椅子から立ち上がり、10m歩行して再び椅子に坐る動作は 15 秒未満でできる									
		が、50 cm幅の範囲を直線歩行できない。									
		6級 ・50 cm幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上が									
		る動作ができない。									
		7級 ・6級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等がある。									

#### 2 神奈川県認定基準(肢体不自由)

#### (1) 総括的解説

- ア 肢体不自由は機能の障害の程度をもって判定するものであるが、その判定は、 強制されて行われた一時的能力でしてはならない。例えば、肢体不自由者が無理 をすれば 1km の距離は歩行できるが、そのため症状が悪化したり、又は疲労、疼 痛等のために翌日は休業しなければならないようなものは 1km 歩行可能者とはい えない。
- イ 肢体の疼痛又は筋力低下等の障害も、客観的に証明でき又は妥当と思われるも のは機能障害として取扱う。

具体的な例は次のとおりである。

I 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はX線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明できるもの

Ⅱ 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが 医学的に証明されるもの

ウ 全廃とは、関節可動域(以下、他動的可動域とする。)が10度以内、筋力では 徒手筋力テスト2以下に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く。)。

機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすとみなされる値(概ね90度)のほぼ30%(概ね30度以下)のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3(5点法)に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く。)。

**軽度の障害とは**、日常生活に支障をきたすとみなされる値(概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの。)又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が4に相当するものをいう。

- (注) 関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの 各運動方向の平均値をもって評価する。
- エ この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものである ので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければな らない。
- オ 7 級はもとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、等級表の備考に述べられているように、肢体不自由で、7 級相当の障害が 2 つ以上ある時は 6 級になるので参考として記載したものである。
- カ 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行う ものであること。なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関 節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。
- キ 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機 能障害については、その障害の特性を考慮し、上肢不自由、下肢不自由、体幹不 自由の一般的認定方法によらず別途の方法によることとしたものである。

#### (2) 各項解説

#### ア 上肢不自由

#### I 一上肢の機能障害

- a 「全廃」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したものをいう。
- b 「著しい障害」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- (a)機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握っても肘でつり下げてもよい。
- (b) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全 廃したもの。
- c 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 精密な運動ができないもの
  - (b)機能障害のある上肢では 10kg 以内のものしか下げることができないもの。

## Ⅱ 肩関節の機能障害

- a 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 30 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで2以下のもの
- b 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 60 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで3に相当するもの

#### Ⅲ 肘関節の機能障害

- a 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 10 度以下のもの
  - (b) 高度の動揺関節
  - (c) 徒手筋力テストで2以下のもの
- b 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 30 度以下のもの
  - (b) 中等度の動揺関節
  - (c) 徒手筋力テストで3に相当するもの
  - (d) 前腕の回内及び回外運動が可動域 10 度以下のもの

#### IV 手関節の機能障害

- a 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 10 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで2以下のもの
- b 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 30 度以下のもの

(b) 徒手筋力テストで3に相当するもの

#### V 手指の機能障害

- a 手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。
  - ①機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。
  - ②おや指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。
  - ③おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さ を定めなければならない。
- b 一側の五指全体の機能障害
  - ①「全廃」(3級)の具体的な例は次のとおりである。 字を書いたり、箸を持つことができないもの
  - ②「著しい障害」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
    - (a)機能障害のある手で5kg以内のものしか下げることのできないもの
    - (b)機能障害のある手の握力が5kg以内のもの
    - (c)機能障害のある手で鍬又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの
  - ③「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
    - (a) 精密なる運動のできないもの
    - (b)機能障害のある手では 10kg 以内のものしか下げることのできないもの
    - (c)機能障害のある手の握力が 15kg 以内のもの
- c 各指の機能障害
  - ①「全廃」の具体的な例は次のとおりである。
    - (a) 各々の関節の可動域 10 度以下のもの
    - (b) 徒手筋力テスト2以下のもの
  - ②「著しい障害」の具体的な例は次のとおりである。
    - (a) 各々の関節の可動域 30 度以下のもの
    - (b) 徒手筋力テスト3に相当するもの

#### イ 下肢不自由

#### I 一下肢の機能障害

- a 「全廃」(3級)とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。 具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの
  - (b) 大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの
- b 「著しい障害」(4級)とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を 廻す、うずくまる、膝をつく、坐る等の下肢の著しい障害をいう。
  - 具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 1 km 以上の歩行不能
  - (b) 30 分以上起立位を保つことができないもの
  - (c) 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの
  - (d) 通常の腰掛けでは腰掛けることのできないもの
  - (e) 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの

- c 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 2km以上の歩行不能
  - (b) 1 時間以上の起立位を保つことができないもの
  - (c) 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの

#### Ⅱ 股関節の機能障害

- a 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 各方向の可動域(伸展) ⇔屈曲、外転⇔内転等連続した可動域) が 10 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで2以下のもの
  - ※ 股関節の機能障害の「全廃」4級の具体例として「股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの」が定められていましたが、平成26年4月1日からの認定基準の改正により削除されました。ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書を作成された方については、同年6月末までに申請した場合は改正前の基準で認定されます。
- b 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 可動域 30 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで3に相当するもの
- c 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。 小児の股関節脱臼で軽度の跛行を呈するもの

#### Ⅲ 膝関節の機能障害

- a 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域が10度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで2以下のもの
  - (c) 高度の動揺関節、高度の変形
  - ※ 膝関節の機能障害の「全廃」4級の具体例として「膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの」が定められていましたが、平成26年4月1日からの認定基準の改正により削除されました。ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書を作成された方については、同年6月末までに申請した場合は改正前の基準で認定されます。
  - ※ 「高度の変形」は平成26年4月1日からの認定基準の改正により追加されました。
- b 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 30 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テストで3に相当するもの
  - (c) 中等度の動揺関節
- c 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 90 度以下のもの
  - (b) 徒手筋力テスト4に相当するもの又は筋力低下で2km以上の歩行がで

きないもの

#### IV 足関節の機能障害

- a 「全廃」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域が5度以内のもの
  - (b) 徒手筋力テストで2以下のもの
  - (c) 高度の動揺関節、高度の変形
  - ※ 足関節の機能障害の「全廃」5級の具体例として「膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの」が定められていましたが、平成26年4月1日からの認定基準の改正により削除されました。ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書を作成された方については、同年6月末までに申請した場合は改正前の基準で認定されます。
  - ※ 「高度の変形」は平成26年4月1日からの認定基準の改正により追加されました。
- b 「著しい障害」(6級)の具体的な例は次のとおりである。
  - (a) 関節可動域 10 度以内のもの
  - (b) 徒手筋力テストで3に相当するもの
  - (c) 中等度の動揺関節

## V 足指の機能障害

a 「全廃」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

下駄、草履を履くことのできないもの

b 「著しい障害」(両側の場合は7級)とは特別の工夫をしなければ下駄、草履 を履くことのできないもの

#### VI 下肢の短縮

計測の原則として前腸骨棘より内くるぶし下端までの距離を測る。

#### VII 切断

大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長を持って計測する。従って、肢 断端に骨の突出、瘢痕、拘縮、神経断端腫その他の障害があるときは、その障 害の程度を考慮して、上位の等級に判定することもあり得る。

#### ウ 体幹不自由

体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動 以外に体位の保持も重要である。

体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機 能障害である。

これらの多くのものはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従って、このような症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際2つの重複する障害として上位の等級に編入するのには十分注意を要する。例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として2つの2級

- の重複として1級に編入することは妥当ではない。
  - I 「坐っていることのできないもの」(1級)とは、腰掛け、正座、横座り及び あぐらのいずれもできないものをいう。
  - Ⅱ 「坐位または起立位を保つことが困難なもの」(2級)とは、10分間以上に わたり座位または起立位を保っていることのできないものをいう。
  - Ⅲ 「起立することの困難なもの」(2級)とは、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるものをいう。
  - IV 「歩行の困難なもの」(3級)とは、100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なものをいう。
  - V 「著しい障害」(5級)とは体幹の機能障害のために2km以上の歩行不能の ものをいう。
    - 注1 なお、体幹不自由の項では、1級、2級、3級及び5級のみが記載され、その他の4級、6級が欠となっている。これは体幹の機能障害は四肢と異り、具体的及び客観的に表現し難いので、このように大きく分けたものである。3級と5級に指定された症状の中間と思われるものがあった時も、これを4級とすべきではなく5級にとどめるべきものである。
    - 注2 下肢の異常によるものを含まないこと。

#### 工 脳原性運動機能障害

この障害区分により程度等級を判定するのは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常についてであり、具体的な例は脳性麻痺である。

以下に示す判定方法は、生活関連動作を主体としたものであるので、乳児期の 判定に用いることの不適当な場合は前記ア〜ウの方法によるものとする。

なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者で、前記ア〜ウの方法によることが著しく不利な場合は、この方法によることができるものとする。

#### I 上肢機能障害

a 両上肢の機能障害がある場合

両上肢の機能障害の程度は、紐むすびテストの結果によって次により判定するものとする。

区分	紐むすびテストの結果
等級表1級に該当する障害	紐むすびのできた数が 19 本以下のもの
等級表2級に該当する障害	紐むすびのできた数が 33 本以下のもの
等級表3級に該当する障害	紐むすびのできた数が 47 本以下のもの
等級表4級に該当する障害	紐むすびのできた数が 56 本以下のもの
等級表5級に該当する障害	紐むすびのできた数が 65 本以下のもの
等級表6級に該当する障害	紐むすびのできた数が 75 本以下のもの
等級表7級に該当する障害	紐むすびのできた数が 76 本以上のもの

(注)紐むすびテスト

## b 1上肢の機能に障害がある場合

1上肢の機能障害の程度は5動作の能力テストの結果によって、次により判定するものとする。

区分	5動作の能力テストの結果
等級表1級に該当する障害	<del></del>
等級表2級に該当する障害	5動作の全てができないもの
等級表3級に該当する障害	5動作のうち1動作しかできないもの
等級表4級に該当する障害	5動作のうち2動作しかできないもの
等級表5級に該当する障害	5動作のうち3動作しかできないもの
等級表6級に該当する障害	5動作のうち4動作しかできないもの
等級表7級に該当する障害	5動作の全てができるが、上肢に不随意
	運動、失調等を有するもの

## (注) 5動作の能力テスト

次の5動作の可否を検査するもの

- (a) 封筒を鋏で切る時に固定する
- (b) さいふからコインを出す
- (c) 傘をさす
- (d) 健側の爪を切る
- (e) 健側のそで口のボタンをとめる

## Ⅱ 移動機能障害

移動機能障害の程度は、下肢、体幹機能の評価の結果によって次により判定する。

区分	下肢・体幹機能の評価の結果
等級表1級に該当する障害	つたい歩きができないもの
等級表2級に該当する障害	つたい歩きのみができるもの
等級表3級に該当する障害	支持なしで立位を保持し、その後 10m歩
	行することはできるが、椅子から立ち上
	がる動作又は椅子に坐る動作ができな
	いもの
等級表4級に該当する障害	椅子から立ち上がり、10m歩行し再び椅
	子に坐る動作に 15 秒以上かかるもの
等級表5級に該当する障害	椅子から立ち上がり、10m歩行して再び
	椅子に坐る動作は15秒未満でできるが、
	50 cm幅の範囲を直線歩行できないもの
等級表6級に該当する障害	50 cm幅の範囲を直線歩行できるが、足を
	開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる
	動作ができないもの
等級表7級に該当する障害	6級以上には該当しないが、下肢に不随
	意運動・失調等を有するもの

## (3) 再認定に関する要綱 (障害の状態が変化すると予想される疾患等の例示)

法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用や発育等により変化すると予想される疾患の一部は、概ね次のとおりである。

- ア 関節運動範囲の障害
  - 関節リウマチ、結核性関節炎、拘縮、変形性関節症、骨折後遺症による関節 運動制限
- イ 変形又は骨支持性の障害 長管骨仮関節、変形治癒骨折
- ウ 脳あるいは脊髄等に原因を有する麻痺性疾患で後天的なもの、後縦靭帯骨化 症、多発性硬化症、パーキンソン病

#### 3 身体障害者診断書・意見書作成にあたって

#### (1)診断書の作成について

身体障害者障害程度等級表においては、肢体不自由を上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に区分している。したがって、肢体不自由診断書の作成に当たっては、これを念頭に置き、それぞれの障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

#### ア 「総括表」について

#### I 「障害名」について

ここにいう障害名とは、あることにより生じた結果としての四肢体幹の障害を指すもので、機能欠損の状態、あるいは目的動作能力の障害について記載する。即ち、ディスファンクション又はインペアメントの状態をその障害部位とともに明記することで、例を挙げると、①上肢機能障害(右手関節強直、左肩関節機能全廃)、②下肢機能障害(左下肢短縮、右膝関節著障)、③体幹運動機能障害(下半身麻痺)、④脳原性運動機能障害(上下肢不随意運動)等の書き方が標準的である。

#### Ⅱ 「原因となった疾病・外傷名」について

病名がわかっているものについてはできるだけ明確に記載することが望ましい。即ち、前項の障害をきたした原因の病名(足部骨腫瘍、脊椎損傷、脳性麻痺、脳血管障害等)を記載することである。例えば、右手関節強直の原因として「関節リウマチ」と記載し、体幹運動機能障害であれば「強直性脊椎炎」であるとか「脊椎側弯症」と記載する。さらに、疾病外傷の直接原因については、右端に列挙してある字句の中で該当するものを〇印で囲み、該当するものがない場合にはその他の欄に直接記載する。例えば、脊髄性小児麻痺であれば疾病に〇印を、脊髄腫瘍の場合にはさらにその他に〇印をした上で、( )内には肺癌転移と記載する。なお、その他の事故の意味するものは、自殺企図、原因不明の頭部外傷、猟銃暴発等外傷の原因に該当する字句のない場合を指すものであり、( )内記載のものとは区別する。

#### Ⅲ 「参考となる経過・現症」について

初発症状から症状固定に至るまでの治療の内容を簡略に記載し、機能回復訓練の終了日をもって症状の固定とする。ただし、切断のごとく欠損部位によって判定の下されるものについては、再手術が見込まれない段階に至った時点で診断してよい。現症については、別様式診断書「肢体不自由の状況及び所見」等の所見欄に記載された内容を記載する。

脳血管障害に係る障害固定年月日については原則として6か月以降とし、6か月に満たない時期に診断書を作成する場合は、下記の2点についてCTやMRI検査結果等の客観的かつ具体的な記載をすること。

- 責任病巣の局在及び範囲
- 機能障害の推移及び固定の事実

また、人工骨頭又は人工関節(人工関節等)については、人工関節等の置換 術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定し、人工関節等の置換 術を実施した年月日を「参考となる経過・現症」欄に記載すること。

#### Ⅳ 「総合所見」について

傷病の経過及び現症の結果としての障害の状態、特に目的動作能力の障害を 記載し、等級判定の根拠となる具体的な記述をする。あわせて障害部位および 程度(「全廃」、「著しい障害」等)を明記すること。

例:上肢運動能力、移動能力、座位、起立位等

1km以上の歩行不可、掴む・握る等の基本動作が不能等

なお、成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化の予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

#### V 「その他参考となる合併症状」について

他に障害認定上参考となる症状のある場合に記載する。

#### Ⅵ 「障害等級に関する意見」について

身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見については、障害の程度が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する場合には、基準との整合性に留意したうえ、必ず相当する等級についても記入する。

同一の上肢または下肢に複数の障害がある場合には、第1 総括事項 2身体障害者の範囲・障害程度について(3) 2つ以上の障害が重複する場合の取扱について(P5~P6)もあわせて参照すること。

#### イ 「肢体不自由の状況及び所見」について

- I 乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害については、専用の別様式診断書「脳原性運動機能障害用」を用いることとし、その他の上肢、下肢、体幹の障害については、別様式診断書「肢体不自由の状況及び所見」を用いる。 ただし、痙性麻痺については、筋力テストを課すのは必要最少限にすること。
- Ⅱ 障害認定に当たっては、目的動作能力に併せ関節可動域、筋力テストの所見を重視しているので、その双方についての診断に遺漏のないよう記載すること。
- Ⅲ 関節可動域の表示並びに測定方法は、日本整形外科学会身体障害委員会及び 日本リハビリテーション医学会評価基準委員会において示された「関節可動 域表示並びに測定法」により行うものとする。
- IV 筋力テストは徒手による筋力検査によって行うものであるが、評価は次の内容で区分する。
  - ・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような体位では自動可能な場合(著減)、又はいかなる体位でも関節の自動が不能な場合(消失).....×
  - ・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合(半減)………△

V 脳原性運動機能障害用については上肢機能障害と移動機能障害の双方につき、一定の方法により検査を行うこととされているが、被検者は各動作について未経験のことがあるので、テストの方法を事前に教示し試行を経たうえで本検査を行うこととする。

#### (2) 障害程度の認定について

ア 肢体不自由の障害程度は、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由及び脳原性運動機能障害(上肢機能・移動機能)の別に認定する。

この場合、上肢、下肢、体幹の各障害については、それらが重複するときは、 身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより上位等級に認定すること が可能であるが、脳原性運動機能障害(上肢機能・移動機能)については、肢体 不自由の中で独立した障害区分であるので、上肢又は下肢の同一側に対する他の 肢体不自由の区分(上肢・下肢・体幹)との重複認定はあり得ないものである。

イ 上肢不自由は、機能障害及び欠損障害の2つに大別され、それぞれの障害程度 に応じ等級が定められている。

機能障害については、一上肢全体の障害、三大関節の障害及び手指の障害の身体障害認定基準が示されているので、診断書の内容を基準によく照らし、的確に認定する。

欠損障害については、欠損部位に対する等級の位置付けが身体障害者障害程度 等級表に明示されているので、それに基づき認定する。

ウ 下肢不自由は、機能障害、欠損障害及び短縮障害に区分される。機能障害については、一下肢全体の障害、三大関節の障害及び足指の障害の身体障害認定基準に照らし、診断書の記載内容を確認しつつ認定する。

欠損障害及び短縮障害については、診断書における計測値を身体障害者障害程 度等級表上の項目に照らし認定する。

エ 体幹不自由は、高度の体幹麻痺をきたす症状に起因する運動機能障害の区分と して設けられているものであって、その原因疾患の主なものは脊髄性小児麻痺、 強直性脊椎炎、脊髄損傷等である。

体幹不自由は四肢にも障害の及ぶものが多いので、特に下肢不自由との重複認 定を行う際には、身体障害認定基準にも示されているとおり、制限事項に十留意 する必要がある。

オ 脳原性運動機能障害は、脳原性障害の中でも特に生活経験の獲得という点で極めて不利な状態に置かれている乳幼児期以前に発現した障害について特に設けられた区分である。

その趣旨に即して、適切な障害認定を行う必要がある。

#### 4 疑義解釈(別表5)

(肢体不自由全般)

1.各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋カテスト(MMT)」で 具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。

いずれか一方が該当すれば、認定可能である。

2. 身体障害者診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の中の「動作・活動」評価は、等級 判定上、どのように取り扱うべきか。

「動作・活動」欄は、主として多肢機能障害又は体幹機能障害を認定する際に、個々の診断内容が、実際の「動作・活動」の状態と照らし合わせて妥当であるか否かの判断をするための参考となるものである。

また、片麻痺などにより機能レベルに左右差がある場合には、共働による動作の評価を 記入するなどして、全体としての「動作・活動」の状況を記載されたい。

3. 肩関節の関節可動域制限については、認定基準に各方向についての具体的な説明がないが、いずれかの方向で制限があればよいと理解してよいか。また、股関節の「各方向の可動域」についても同様に理解してよいか。

肩関節、股関節ともに、屈曲←→伸展、外転←→内転、外旋←→内旋のすべての可動域で判断することとなり、原則として全方向が基準に合致することが必要である。

ただし、関節可動域以外に徒手筋力でも障害がある場合は、総合的な判断を要する場合 もあり得る。

4. 一股関節の徒手筋カテストの結果が、「屈曲4、伸展4、外転3、内転3、外旋3、内 旋4」で、平均が3.5の場合、どのように認定するのか。

小数点以下を四捨五入する。この場合は、徒手筋力テスト4で軽度の障害 (7級) として認定することが適当である。

5. リウマチ等で、たびたび症状の悪化を繰り返し、悪化時の障害が平常時より重度となる 者の場合、悪化時の状態を考慮した等級判定をしてかまわないか。

悪化時の状態が障害固定した状態で、永続するものとは考えられない場合は、原則として発作のない状態をもって判定することが適当である。

- 6. パーキンソン病に係る認定で、
  - ア. 疼痛がなく、四肢体幹の器質的な異常の証明が困難な場合で、他覚的に平衡機能障害を認める場合は、肢体不自由ではなく平衡機能障害として認定するべきか。
  - イ. 本症例では、一般的に服薬によってコントロール可能であるが、長期間の服薬によって次第にコントロールが利かず、1日のうちでも状態が著しく変化するような場合は、 どのように取り扱うのか。
- ア.ROM、MMTに器質的異常がない場合は、「動作・活動」等を参考に、他の医学的、 客観的所見から、四肢・体幹の機能障害の認定基準に合致することが証明できる場合は、

平衡機能障害ではなく肢体不自由として認定できる場合もあり得る。

- イ. 本症例のように服薬によって状態が変化する障害の場合は、原則として服薬によって コントロールされている状態をもって判定するが、1日の大半においてコントロール不 能の状態が永続する場合は、認定の対象となり得る。
- 7. 膝関節の機能障害において、関節可動域が10度を超えていても、高度な屈曲拘縮や変形により、支持性がない場合、「全廃」(4級)として認定することは可能か。

関節可動域が10度を超えていても支持性がないことが、医学的・客観的に明らかな場合、「全廃」(4級)として認定することは差し支えない。

- 8. 認定基準の中で、肩関節や肘関節、足関節の「軽度の障害 (7級)」に該当する具体的 な規定がないが、概ね以下のようなものが該当すると考えてよいか。
  - (肩関節)・関節可動域が90度以下のもの
    - ・徒手筋カテストで4相当のもの
  - (肘関節)・関節可動域が90度以下のもの
    - ・徒手筋カテストで4相当のもの
    - 軽度の動揺関節
  - (足関節)・関節可動域が30度以下のもの
    - ・徒手筋カテストで4相当のもの
    - 軽度の動揺関節

認定基準の「(1) 総括的解説」のウの記載からも、このような障害程度のものを7 級として取り扱うことは適当である。

9.疾病等により常時臥床のため、褥創、全身浮腫、関節強直等をきたした者については、 肢体不自由として認定してかまわないか。

疾病の如何に関わらず、身体に永続する機能障害があり、その障害程度が肢体不自由の 認定基準に合致するものであれば、肢体不自由として認定可能である。

この場合、褥創や全身浮腫を認定の対象とすることは適当ではないが、関節強直については永続する機能障害として認定できる可能性がある。

- ※下記の疑義解釈は、平成26年4月1日からの認定基準の改正により削除されました。
- 7. 人工骨頭又は人工関節について、
  - ア. 下肢不自由においては、関節の「全廃」として認定されることとなっているが、上肢不自由においても関節の「全廃」として認定可能か。
  - イ. 疼痛軽減の目的等から人工膝単顆置換術等により、関節の一部をUKAインプラントの 挿入によって置換した場合も、人工関節を用いたものとして、当該関節の「全廃」として 認定できるか。
- ア.可能と考えられる。
- イ. 認定基準における「人工関節を用いたもの」とは、関節の全置換術を指しており、骨頭又は関節臼の一部にインプラント等を埋め込んだ場合は、人工関節等に比べて一般的に予後がよいことから、人工関節等と同等に取り扱うことは適当ではない。この場合は、ROMや、MMT等による判定を行うことが適当である。

#### (上肢不自由)

- 1. 「指を欠くもの」について、
  - ア.「一上肢のひとさし指を欠くもの」は、等級表上に規定はないが、7級として取り扱ってよいか。
  - イ. また、「右上肢のひとさし指と、左上肢のなか指・くすり指・小指を欠いたもの」は、 どのように取り扱うのか。
- ア. 「一上肢のひとさし指」を欠くことのみをもって7級として取り扱うことは適当ではないが、「両上肢のひとさし指を欠くもの」については、「ひとさし指を含めて一上肢の 二指を欠くもの」に準じて6級として認定することは可能である。
- イ. 一側の上肢の手指に7級に該当する機能障害があり、かつ、他側の上肢のひとさし指を 欠く場合には、「ひとさし指の機能は親指に次いで重要である」という認定基準を踏まえ、 両上肢の手指の機能障害を総合的に判断し、6級として認定することは可能である。
- 2. 一上肢の機能の著しい障害(3級)のある者が、以下のように個々の関節等の機能障害の指数を合計すると4級にしかならない場合は、どのように判断するのか。
  - ・肩関節の著障=5級(指数2)
  - ・肘関節の著障=5級(指数2)
  - ・手関節の著障=5級(指数2)
  - ・握力 12kg の軽障= 7級(指数 0.5)
    - \*合計指数=6.5(4級)
- 一上肢、一下肢の障害とは、一肢全体に及ぶ機能障害を指すため、単一の関節の機能障害等の指数を合算した場合の等級とは必ずしも一致しないことがある。一肢全体の障害であるか、又は個々の関節等の重複障害であるかは、障害の実態を勘案し、慎重に判断されたい。また、一肢に係る合計指数は、機能障害のある部位(複数の場合は上位の部位)から先を欠いた場合の障害等級の指数を超えて等級決定することは適当ではない。(合計指数算定の特例)
- この事例の場合、仮に4つの関節全てが全廃で、合計指数が19(1級)になったとしても、「一上肢を肩関節から欠く場合」(2級:指数11)以上の等級としては取り扱わないのが適当である。
- 3. 認定基準中に記載されている以下の障害は、それぞれ等級表のどの項目に当たるものと理解すればよいか。
  - ア. 手指の機能障害における「一側の五指全体の機能の著しい障害」(4級)
  - イ. 認定基準の六の記載中、「右上肢を手関節から欠くもの」(3級)
  - ウ. 同じく「左上肢を肩関節から欠くもの」(2級)
  - それぞれ以下のア~ウに相当するものとして取り扱うのが適当である。
  - ア. 等級表の上肢 4 級の 8 「おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害」
  - イ. 等級表の上肢3級の4「一上肢のすべての指を欠くもの」
  - ウ. 等級表の上肢 2級の 3 「一上肢を上腕の 2分の 1以上で欠くもの」

#### (下肢不自由)

1. 足関節の可動域が、底屈及び背屈がそれぞれ5度の場合、底屈と背屈を合わせた連続可動域は10度となるが、この場合は「著しい障害」として認定することになるのか。

足関節等の0度から両方向に動く関節の可動域は、両方向の角度を加えた数値で判定することになるため、この事例の場合は、「著しい障害」として認定することが適当である。

2. 両足関節が高度の尖足位であるため、底屈、背屈ともに自・他動運動が全く不能であり 起立位保持、歩行運動、補装具装着が困難な者の場合、関節の機能障害として認定する のか、あるいは歩行能力等から下肢全体の機能障害として認定するのか。

障害の部位が明確であり、他の関節には機能障害がないことから、両足関節の全廃(4級)として認定することが適当である。

- 3.変形性股関節症等の疼痛を伴う障害の場合、
  - ア. 著しい疼痛はあるが、ROM、MMTの測定結果が基準に該当しないか又は疼痛によって測定困難な場合、この疼痛の事実をもって認定することは可能か。
  - イ. 疼痛によってROM、MMTは測定できないが、「30分以上の起立位保持不可」など、同じ「下肢不自由」の規定のうち、「股関節機能障害」ではなく「一下肢の機能障害」の規定に該当する場合は、一下肢の機能の著しい障害(4級)として認定することは可能か。
- ア. 疼痛の訴えのみをもって認定することは適当ではないが、疼痛を押してまでの検査等は避けることを前提に、エックス線写真等の他の医学的、客観的な所見をもって証明できる場合は、認定の対象となり得る。
- イ.このように、疼痛により「一下肢の機能障害」に関する規定を準用する以外に「股関節の機能障害」を明確に判定する方法がない場合は、「一下肢の機能障害」の規定により、 その障害程度を判断することは可能である。ただし、あくまでも「股関節の機能障害」 として認定することが適当である。
- 4. 大腿骨頸部骨折による入院後に、筋力低下と著しい疲労を伴う歩行障害により、下肢不自由の認定基準の「1km以上の歩行困難で、駅の階段昇降が困難」に該当する場合、「一下肢の機能の著しい障害」に相当するものとして認定可能か。なお、ROM、MMTは、ほぼ正常域の状態にある。

ROM、MMTによる判定結果と歩行能力の程度に著しい相違がある場合は、その要因を正確に判断する必要がある。仮に医学的、客観的に証明できる疼痛によるものであれば認定可能であるが、一時的な筋力低下や疲労性の歩行障害によるものであれば永続する状態とは言えず、認定することは適当ではない。

5.障害程度等級表及び認定基準においては、「両下肢の機能の軽度の障害」が規定されていないが、左右ともほぼ同等の障害レベルで、かつ「1km以上の歩行不能で、30分以上の起立位保持困難」などの場合は、両下肢の機能障害として4級認定することはあり得るのか。

「両下肢の機能障害」は、基本的には各障害部位を個々に判定した上で、総合的に障害程度を認定することが適当である。

しかしながら両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の全廃(3級)あるいは著障(4級)と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での3級、4級認定はあり得る。

#### 6. 下肢長差の取扱いについて、

- ア. 骨髄炎により一下肢が伸長し、健側に比して下肢長差が生じた場合は、一下肢の短縮 の規定に基づいて認定してよいか。
- イ. 下腿を 10cm 以上切断したことで下肢が短縮したが、切断長が下腿の 1/2 以上には及ばない場合、等級表からは 1/2 未満であることから等級を一つ下げて 5 級相当とするのか、あるいは短縮の規定からは 10cm 以上であるため 4 級として認定するのか。
- ア. 伸長による脚長差も、短縮による脚長差と同様に取り扱うことが適当である。
- イ. 切断は最も著明な短縮と考えられるため、この場合は一下肢の 10cm 以上の短縮と考え、 4級として認定することが適当である。

#### (体幹不自由)

- 1. 各等級の中間的な障害状態である場合の取扱いについて、
  - ア.体幹不自由に関する認定基準において、「3級と5級に指定された症状の中間と思われるものがあったときも、これを4級とすべきではなく5級にとめるべきものである」とは、3級の要件を完全に満たしていなければ、下位等級として取り扱うことを意味するのか。
  - イ. 高度脊柱側弯症による体幹機能障害の症例について、「座位であれば 10 分以上の保持が可能であるが、起立位は5分程度しか保持できない(2級相当)。座位からの起立には介助を要する(2級相当)が、立ち上がった後は約200mの自力歩行が可能(2級非該当)。」の状態にある場合、2級と3級の中間的な状態と考えられるが、アの規定から推測して、完全には2級の要件を満たしていないことから、3級にとめおくべきものと考えてよいか。
- ア.この規定は、どちらの等級に近いかの判断もつかないような中間的な症例については、 下位等級にとめおくべきことを説明したものであり、上位等級の要件を完全に満たさな ければ、全て下位等級として認定することを意味したものではない。
- イ.障害の状態が、連続する等級(この場合は2級と3級)の中間である場合、アの考え方から一律に3級とするのは、必ずしも適当でない。より近いと判断される等級で認定されるべきものであり、この事例の場合は、2級の認定が適当と考えられる。

また、診断書の所見のみから判定することが難しい場合は、レントゲン写真等その他の客観的な検査データを取り寄せるなどして、より客観的に障害の状態を判断するべきである。

2. 左下肢大腿を2分の1以上欠くものとして3級の手帳交付を受けていた者が、変形性 腰椎症及び変形性けい椎症のため、体幹機能はほぼ強直の状態にある。この場合、下肢 不自由3級と体幹不自由3級で、指数合算して2級として認定してよいか。 体幹機能の障害と下肢機能の障害がある場合は、上位等級に該当するどちらか一方の機能障害で認定することが原則である。

同一疾患、同一部位における障害について、下肢と体幹の両面から見て単純に重複認定することは適当ではない。

本事例については、過去に認定した下肢切断に加えて、新たに体幹の機能障害が加わったものであり、障害が重複する場合の取扱いによって認定することは可能である。

#### (脳原性運動機能障害)

1. 特に上肢機能障害に関する紐むすびテストにおいて、著しい意欲低下や検査教示が理解できない、あるいは機能的に見て明らかに訓練効果が期待できるなどの理由によって、 検査結果に信憑性が乏しい場合は、どのように取り扱うことになるのか。

脳原性運動機能障害の程度等級の判定には、認定基準に定めるテストを実施することが原則であるが、乳幼児期の認定をはじめこの方法によりがたい場合は、肢体不自由一般のROM、MMTなどの方法を取らざるを得ない場合もある。

#### 2. 脳原性運動機能障害に関する認定基準中、

- ア.「なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者」とは、具体的にどのような障害をもつ者を指しているのか。
- イ. また、「脳性麻痺」及びアの「乳幼児期以前に発現した類似の症状を呈する者」が、いずれも乳幼児期に手帳を申請した場合は、脳原性運動機能障用と肢体不自由一般(上肢、下肢、体幹の機能障害)のどちらの認定基準を用いるべきかの判断に迷う場合があるが、この使い分けについてはどのように考えるべきか。
- ウ. さらに、「脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者」であるが、「乳幼児期以降」 に発現した場合は、どちらの認定基準によって判定するのか。
- ア. 脳原性の障害としては、脳性麻痺の他、乳幼児期以前に発症した脳炎又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による全身性障害を有する者を想定している。

また、脳原性の障害ではないが類似の症状を呈する障害としては、脊髄性麻痺等のように乳幼児期には原因が明らかにならない全身性障害を想定していることから、認定基準のような表現としたものである。

- イ.「脳性麻痺」については原則的に脳原性運動機能障害用の認定基準をもって判定し、「乳 幼児期以前に発現した類似の症状を呈する者」については、肢体不自由一般の認定基準 を用いることが想定されているが、どちらの場合においても申請時の年齢等によって、 それぞれの認定基準によることが困難又は不利となる場合には、より適切に判定できる 方の認定基準によって判定するよう、柔軟に取り扱う必要がある。
- ウ.この場合は、肢体不自由一般の認定基準によって判定することが適当である。
- 3. 一上肢の機能障害の程度を判定するための「5動作のテスト」に関しては、
  - ア. 時間的条件が規定されていないが、それぞれどの程度の時間でできれば、できたものとして判断するのか。
  - イ. また、このテストは、必ず医師によって実施されることを要するのか。

- ア.5動作は、速やかに日常動作を実用レベルで行えるかを判定するものであり、具体的な 基準を明示することは困難であるが、あえて例示するならば、各動作とも概ね1分以内 でできる程度が目安と考えられる。
- イ. 原則として医師が行うことが望ましいが、診断医の指示に基づく場合は、理学療法士 (PT)、作業療法士(OT)等が実施してもかまわない。
- 4. 生後6か月頃の脳炎の後遺症で、幼少時に肢体不自由一般の認定基準に基づく上下肢不自由で認定されていた者が、紐むすびテスト等の可能となる年齢に達したため、脳原性運動機能障害の認定基準をもって再認定の申請が出された場合は、どのように取り扱うべきか。

障害が乳幼児期以前に発症した脳病変によるものであるため、同一の障害に対する再認 定であれば、本人の不利にならない方の認定基準を用いて再認定することが適当である。

5. 脳原性運動機能障害の1級が、1分間に18本の紐が結べるレベルであるのに対して、 上肢不自由の1級は両上肢の機能の全廃であり、紐むすびが全くできないが、等級の設 定に不均衡があるのではないか。

幼少時からの脳原性運動機能障害について紐むすびテストを用いるのは、本人の日常生活における巧緻性や迅速性などの作業能力全般の評価を、端的に測定できるためである。また、この障害区分は、特に生活経験の獲得の面で極めて不利な状態にある先天性の脳性麻痺等の障害に配慮した基準であることを理解されたい。

平成 26 年 2 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡「心臓機能障害(ペースメーカ等植え込み者)及び肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しに関するQ&Aについて」抜粋

#### ○肢体不自由(人工関節等置換者)について

問16 人工関節等の置換術後の経過の安定した時点とは具体的に術後からどの程度経過した時点なのか。リハビリを実施している間は安定した時点と言えるのか。

(答)

置換術後の機能障害の程度を判断するためには、ある程度の観察期間が必要と考えられる。しかしながら、その期間については一律に定められるものではなく、症状の経過(リハビリを実施している場合は、状態が回復の傾向なのか、維持の傾向なのか)などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定することとなる。

問17 平成26年3月31日までに人工関節等の置換による等級を取得している者から平成26年4月1日以降に他の関節の置換を行い、再申請があった場合、すでに取得している等級について、再認定を行う必要はあるのか。

(答)

人工関節等の置換により、既に認定を受けていた者が、見直し後に他の部位の人工関節等の置換による申請を行った場合、既に認定している人工関節等については、再認定の必要はない。なお、当該申請に係る他の部位の置換については、新たな基準に基づき

再認定を行うこと。

問18 平成26年4月1日以降の見直し後の基準で非該当となった人工関節等の置換者が、その後、状態が悪化して人工関節等の再置換が必要となった場合の更生医療の適用についてはどのように取り扱うのか。

(答)

非該当となった者が更生医療を利用しての人工関節等の再置換を行う場合は、再度、 申請を行い、手帳を取得する必要がある。

問19 変形性関節症等による関節の著しい障害として等級を認定する者について、人工関節等の置換を行えば障害が軽減されると見込まれる場合は置換術の予定の有無にかかわらず再認定を条件とするべきか。また、再認定時期はいつか。

(答)

置換術が予定されている場合は、再認定を行うべきではあるが、時期については、置 換術の予定などを鑑み、個別に判断されたい。なお、置換術を受ける意思がない者に対 しては、その後、状況が変わり置換術を行った場合には等級の見直しの必要があるので 再申請をするよう説明されたい。

問20 既に関節の著しい障害として認定を受けている者が更生医療により人工関節の 置換を行った場合、等級の見直しはどのように促すべきか。

(答)

更生医療の申請時に見直しについて説明するなど置換術後の状態が安定した時期に 再申請をするよう勧奨されたい。

問21 股関節に「高度の変形」がある場合はどのように判断するのか。

(答)

股関節の全廃の例に「高度の変形」の規定はないが、股関節に「高度の変形」が認められる場合は、可動域制限や支持性など個々の状態を総合的に勘案し判断されたい。

問22 足関節について、関節可動域が5度を超えていても高度な屈曲拘縮や変形等により、支持性がない場合、全廃(5級)として認定することは可能か。

(答)

関節可動域が5度を超えていても支持性がないことが、医学的・客観的に明らかな場合、全廃(5級)と認定することは差し支えない。

#### 5 診断書様式 (第3号様式)

身体障害者診断書・意見書

( 肢体不自由障害用)

総括表

( 脳原性運動機能障害用 )

明治・大正 昭和•平成 日生.( 氏 名 年 月 )歳 男·女 令和

住 所

障害名

(障害のある身体部位も明記)

②原因となった 疾病•外傷名

交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他(

③疾病·外傷発生年月日

年

月

日・場所

④ 参考となる経過・現症(リハビリを含め障害固定までの経過を明記してください。)

障害固定又は障害確定(推定) 年

月

)

⑤ 総合所見(上肢・下肢・体幹の機能の障害程度を具体的に記入してください。)

年 【 将来再認定 要(軽減化・重度化)・ 不要 】(再認定時期 月)

⑥その他参考となる合併症状

上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。

年 月 病院又は診療所の名称 所 在 地

診療担当科名

科 15 条指定医師氏名

囙

身体障害者福祉法第15条第3項の意見 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- 該 当 す る

( 級相当)

•該 当 し な い

右 級 左 級 上 肢 下 肢 右 級 左 級 訳 体幹 級

【障害程度等級についての参考意見】

※ 四肢と体幹の 重複として上位 等級に編入する には注意を要す。

- 備考 1 「① 障害名」欄には、病名ではなく現在起こっている身体部位を含めた障害名、例えば右上下 肢麻痺、四肢体幹機能障害、移動機能障害等を記入してください。
  - 2 「② 原因となった疾病・外傷名」欄には、脳梗塞、脊髄小脳変性症、脳性麻痺等原因となった 基礎疾患名を記入してください。
  - 3 障害区分や等級決定のため、神奈川県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。

肢体不自由の状況及び所見(該当するものを○で囲み、空欄に追加所見を記入してください。)

#### 1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見

(1) 感覚障害(下記図示):なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚

(2) 運動障害(下記図示):なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他

: 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他 (3) 起因部位

(4) 排尿・排便機能障害 : なし・あり

:なし・脳・脊髄・四肢・その他 (5) 形態異常

[参考図示]

備考2 指の切断の場合は、指骨間関節 (PIP、IP) の有無を明記してください。

×変形 切離断 // 感覚障害 運動障害

備考1 切断の場合は、前腕、上腕、大腿、下腿の 1/2以上か否かを明記してください。

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握 力 kg	

2 動作・活動 自立一〇 半介助一△ 全介助又は不能一× ( )の中のものを使う時はそれに〇 ※ 身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に ○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

寝返りする			シャツを着て脱ぐ				
足を投げ出して座る			ズボンをはいて脱ぐ(自助具)				
いすに腰掛ける			ブラッシで歯を磨く				
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、岩	長具)		顔を洗いタオルで拭く				
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義技、装具、軋	す)		タオルを絞る				
洋式便器に座る			背中を洗う				
#2の後始末をする			二階まで上って下りる(手すり、杖、松葉杖)				
(箸で)食事をする(スプーン、自助具) 右		左	屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、軋・す)				
コップで水を飲む 右			公共の乗物を利用する				

## **起立位及び歩行能力の状況**(該当するものを○で囲む)

○起立位保持(補装具なしで)…①正常に可能 ② (1時間・30分・10分)以上可能 ③不能

○歩行能力(補装具なしで)……①正常に可能 ② (2 Km・1 Km・100m)以上可能

※計測法

③ベッド周辺の歩行(可能・不能) ④歩行不能

上 肢 長: 肩峰→橈骨茎状突起

前腕周径:最大周径

下 肢 長:上前腸骨棘→ (脛骨) 内果 大腿周径:膝蓋骨上縁上10 cmの周径 (幼児等の場合) 切記)

上腕周径:最大周径

下腿周径:最大周径

		肢体不自由の状況及び所見							
		氏 名			年	Ē	月	日	
		関節可動域(ROM)と筋力テスト(M	МТ	`)	[20	の表に	は必	要な部分	を記入してください。]
	カラ ↓	$\downarrow$	筋力	カテス	٦.	( \	)		関節可動域 筋力テスト( )  ↓ ↓ ↓
(	)	前屈 後屈	(	)	頸	(	)方	90 60 E屈	30 0 30 60 90 120 150 180 右屈( )
(		前屈 右 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	(	)	体 幹	(	)左	<i>\(\(\(\(\(\)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	右屈( )
( (	)	在 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 屈曲 外転 外旋	(	) )	肩	(	) Þ	90 60 申展 可転	30 0 30 60 90 120 10 180 左 屈曲() 外転()
(		屈曲 ### ### ############################		)	肘				
(		回外			前腕		) [		回外()
(	)	掌屈 背屈	(	)	手	(	) 같	f屈	掌屈 ( )
( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	)	屈曲     母 (伸展	( (	) ) ) )	中手指節 (MP)	( (	) () () () () ()	申展 展 展 展 展 ル	屈曲( ) 屈曲( ) 屈曲( )
( ( ( (	)	屈曲     母伸展       屈曲     中展       屈曲     中展       屈曲     中展       Iso 150 120 90 60 30 0 30 60 90	( (		近位指節 (PIP)	( (	) () () () () ()	財展展展 財展展展展 財展展展 190 60	屈曲() 屈曲() 屈曲() 屈曲()
( (	)	屈曲     /       外転     /       /	(	) )	股	(	) 1	羽転 対旋	屈曲() 外転() 外旋()
(	)	屈曲	(	)	膝	(	) 作	展	屈曲()
(	)	底屈	(	)	足	(	) 킽	f屈	底屈 ( )
_ 	備	考							
備	考	<ol> <li>関節可動域は、他動的可動域を原則としま</li> <li>関節可動域は、基本肢位を0度とする日本学会又は日本リハビリテーション医学会の指示方法とします。</li> <li>関節可動域の図示は、</li> <li>線をひき、その間を矢印で結んでください。合は、強直肢位に波線(′)を引いてくだるが、</li> <li>新力については、表(′)内に×△○印を記ださい。</li> <li>※印は、筋力が消失または著減(筋力0、</li> </ol>	整定 両強さ入し	ド外科表	10 m		6	○PIF (PIF DIP 開業 開始 で で で で で で で で で で で で で	筋力半減(筋力3該当) 筋力正常またはやや減(筋力4、5該当) P)の項母指は(IP)関節を指します。 その他手の対立内外転等の表示は必要に応じ 用いてください。 のつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分 漆等の異常可動はこの部分にはみ出して記入 さい。

## 脳原性運動機能障害用

この様式は、脳性麻痺及び乳児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用します。

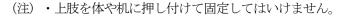
田 版の列史力伝を用いることが者して介利は場合に適用します。				
	(該当する		」のを○で囲んでください。)	
1 上肢	幾能障害			
アー両上肢機能障害				
<ひも結びテスト結果>				
1度目の1分間本				
2度目の1分間本				
3度目の1分間本				
4度目の1分間本				
5度目の1分間本				
	計本			
イー上肢機能障害				
<5動作の能力テスト結果>				
a	封筒をはさみで切る時に固定する	(可能・不可能)		
b	財布からコインを出す	(可能・不可能)		
С	傘をさす	(可能・不可能)		
d	健側の爪を切る	(可能・不可能)		
е	健側のそで口のボタンを止める	(可能・不可能)		
2 移動機能障害				
<下肢・体幹機能評価結果>				
a	伝い歩きをする		(可能・不可能)	
b	b 支持なしで立位を保持しその後 10m歩行する		(可能・不可能)	
c いすから立ち上がり 10m歩行し再びいすに座る		すに座る	(可能・不可能)	
			<u>秒</u>	
d	50 cm幅の範囲内を直線歩行する		(可能・不可能)	
e	足を開き、しゃがみこんで再び立ち上がる		(可能・不可能)	

#### (備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

事務用とじひも (概ね 43 cm規格のもの) を使用します。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のように置き並べてください。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひとむすびしてください。



- ・手を机上に浮かしてむすんでください。
- ③ 結び目の位置は問いません。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻してください。
- ⑤ ひもは検査担当者が随時補充してください。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもかまいません。

から出してもよいです。はさみはどのようなものを用いてもよいです。

#### イ 5動作の能力テスト

a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切ります。 患手を健手で持って封筒の上に乗せてもかまいません。封筒の切る部分をテーブルの端

b 財布からコインを出す

財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出します。 ジッパーを開けて閉めることを含みます。

c 傘をさす

開いている傘を空中で支え、10 秒間以上まっすぐ支えてください。立位でなく坐位の ままでよいです。肩に担いではいけません。

d 健側の爪を切る

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行います。

e 健側のそで口のボタンを止める

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンを止めてください。 女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いてください。

